

福岡市公報

令和 8 年 1 月 22 日 第 7205 号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市漁港管理条例施行規則の一部改正（第 2 号）	1
告 示	
○指定管理者の指定（第 6 号）	6
○漁港区域内における放置等禁止区域及び物件の指定（第 7 号）	7
○小型船舶を漁港の区域内に停係泊しようとする者が使用しなければならぬ施設の指定（第 8 号）	16
公 告	
○一般競争入札の実施（第 15 号）	24
○開発行為に関する工事の完了（第 16 号）	24
○開発行為に関する工事の完了（第 17 号）	25
○建築協定の認可申請（第 18 号）	25
交 通 局	
○一般競争入札の実施（公告第 2 号）	25

規 則

福岡市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 1 月 22 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 2 号

福岡市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市漁港管理条例施行規則（昭和 37 年福岡市規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 を削る。

第 8 条の 3 の見出しを「（使用の許可申請）」に改め、同条第 1 項中「者」の次に「（同項第 1 号に掲げる者に限る。）」を加え、「小型船舶係留施設使用許可申請書」を「漁港施設使用許可申請書（小型船舶）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 条例第11条の2第1項の許可を受けようとする者（同項第2号に掲げる者に限る。）は、漁港施設目的外使用許可申請書（様式第13号の3）を市長に提出しなければならない。

第8条の3を第8条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（小型船舶の使用の届出）

第8条の3 条例第11条の3第2項の規定による届出は、漁港施設使用届（小型船舶）（様式第13号の4）によりしなければならない。

第8条の4を削り、第8条の5を第8条の4とし、第8条の6から第8条の8までを1条ずつ繰り上げる。

第9条第1項中「小型船舶係留施設」を「条例別表第1 1 博多漁港（2）使用料（小型船舶に係るものに限る。）の表及び別表第1 2 博多漁港以外の漁港（2）使用料（小型船舶に係るものに限る。）の表に規定する施設」に改め、同条第2項中「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同条第3項中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改め、同条第5項中「第12条第5項ただし書」を「第12条第6項ただし書」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

区 分		単 位	金 額
弘漁港、 志賀島漁港、 奈多漁港、 博多漁港、 唐泊漁港、 西浦漁港	泊地	船舶の長さ1メートル当たり 停係泊1日につき	ヨット 50円
			ヨット以外の船舶 40円
浜崎 今津 漁港	浮棧橋		

別記様式第1号から様式第13号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第13号の 2 から様式第13号の 4 までを次のように改める。

様式第13号の 2

漁港施設使用許可申請書（小型船舶）

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者 住所

氏名

(電 話)

次のとおり漁港施設を使用したいので、福岡市漁港管理条例第11条の 2 第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	漁 港
使 用 施 設	
船 舶 名	
船舶検査済票の番号	
船 舶 の 種 類	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	

(注) 誓約書及び船舶検査証書の写しを添付すること。

様式第13号の3

漁港施設目的外使用許可申請書

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者 住所

氏名

(電 話)

次のとおり漁港施設を使用したいので、福岡市漁港管理条例第11条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

使 用 施 設 及 び 場 所	
使 用 面 積	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	

(注) 平面図、求積図、位置図その他の参考資料を添付すること。

様式第13号の4

漁港施設使用届（小型船舶）

年 月 日

(宛先)福岡市長

届出者 住所

氏名

(電 話)

次のとおり漁港施設を使用したいので、福岡市漁港管理条例第11条の3第2項の規定により届け出ます。

漁 港 名	漁 港
使 用 施 設	
船 舶 名	
船舶検査済票の番号	
船 舶 の 種 類	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	

(注) 誓約書及び船舶検査証書の写しを添付すること。

別記様式第13号の 6 及び様式第13号の 7 中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項及び附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市漁港管理条例施行規則別記様式第 7 号及び様式第 7 号の 2 の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

(施行日前における使用の許可等)

- 3 福岡市漁港管理条例の一部を改正する条例（令和 7 年福岡市条例第61号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項の規定により改正条例の施行の日以前における同日以後の同項に規定する施設の使用の許可及び使用料の徴収については、改正条例による改正後の福岡市漁港管理条例の規定及びこの規則による改正後の福岡市漁港管理条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定の例による。

(浜崎今津漁港の浮棧橋の使用料に関する暫定措置)

- 4 改正後の規則別表第 2 の規定にかかわらず、浜崎今津漁港の浮棧橋の使用料の額については、なお従前の例による。

告 示

福岡市告示第 6 号

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、福岡市立中央児童会館について指定管理者の指定をしたので、福岡市立児童館条例第 8 条前段の規定により次のように告示する。

令和 8 年 1 月 22 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立中央児童会館	福岡市中央区今泉一丁目

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市中央区今泉一丁目13番15号

社会福祉法人 福岡市保育協会

理事長 井上 健次郎

- 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

福岡市告示第7号

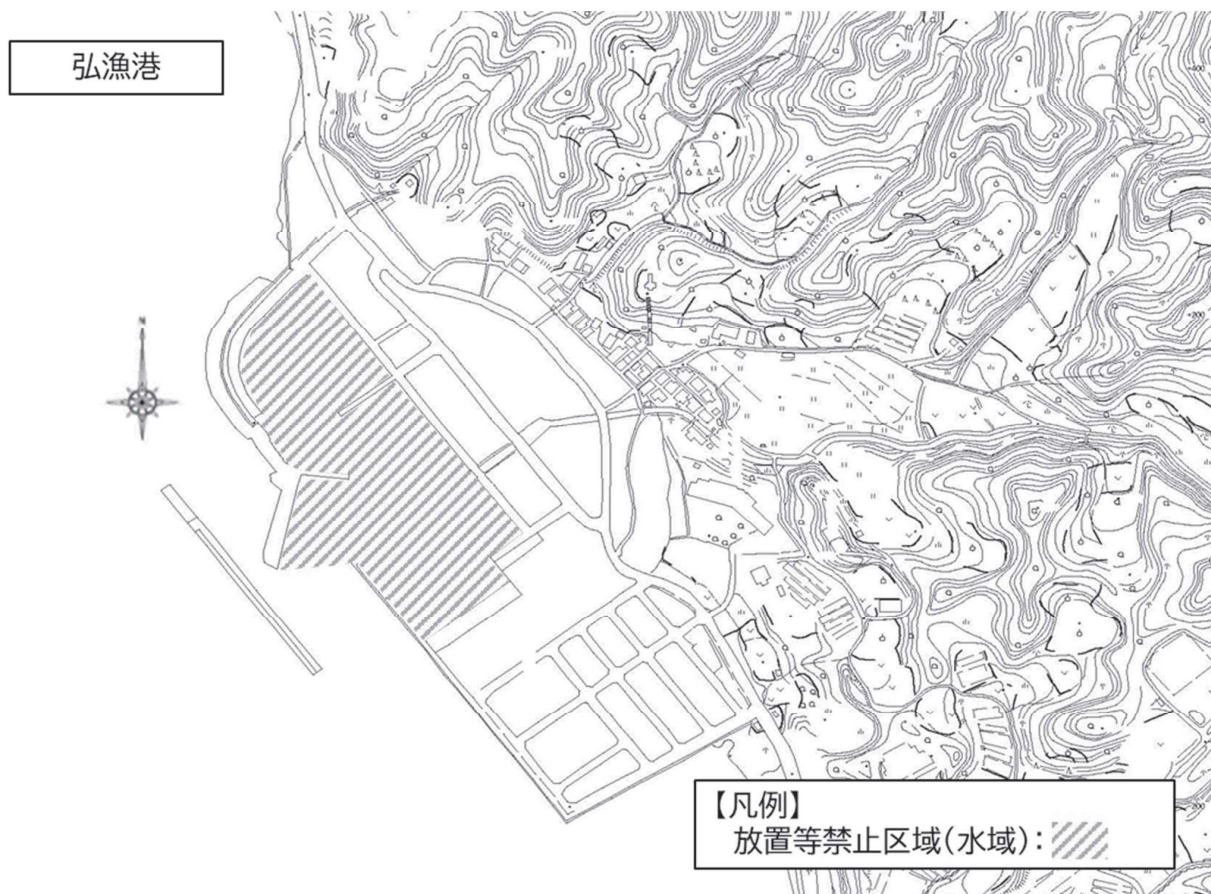
漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項の規定に基づき、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和8年4月1日から適用するので、同条第6項の規定により公示する。

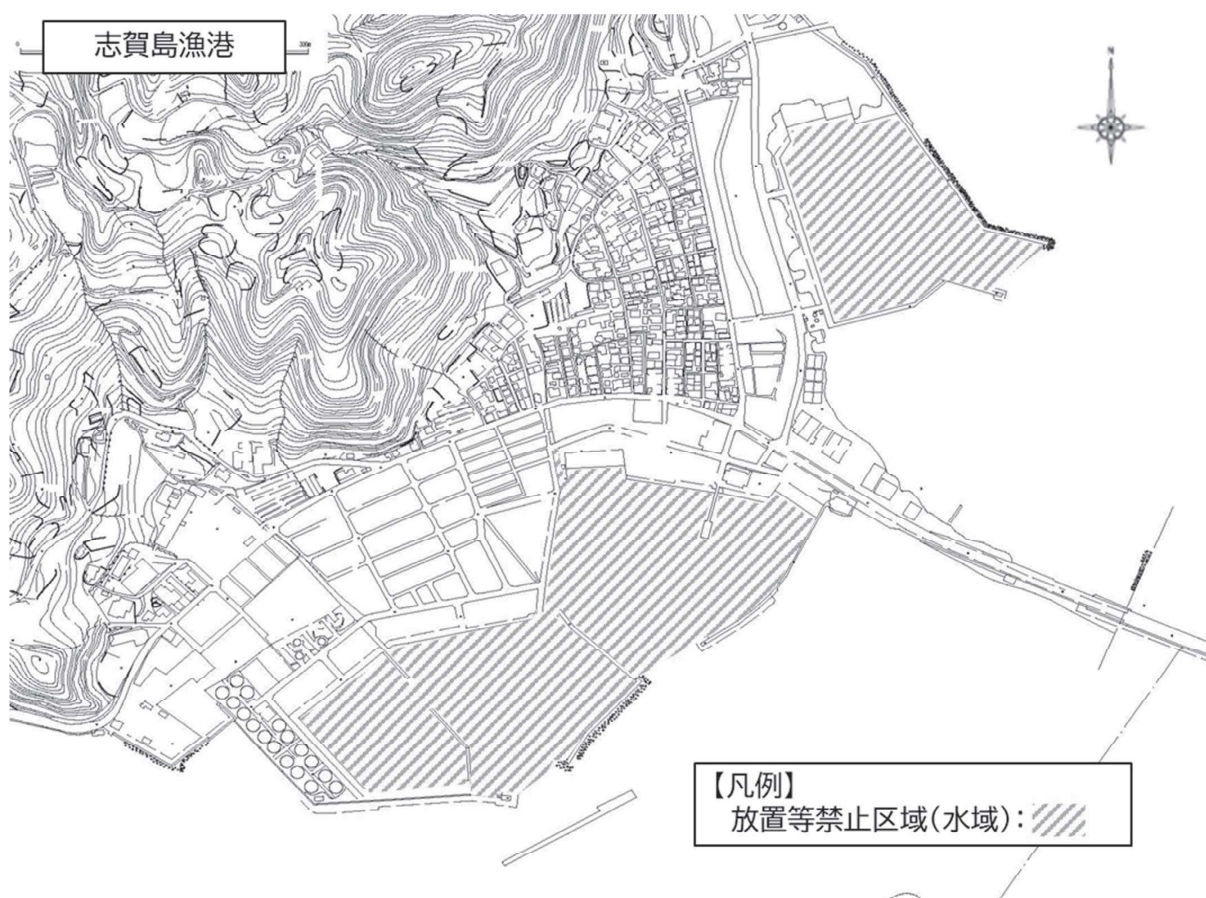
令和8年1月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

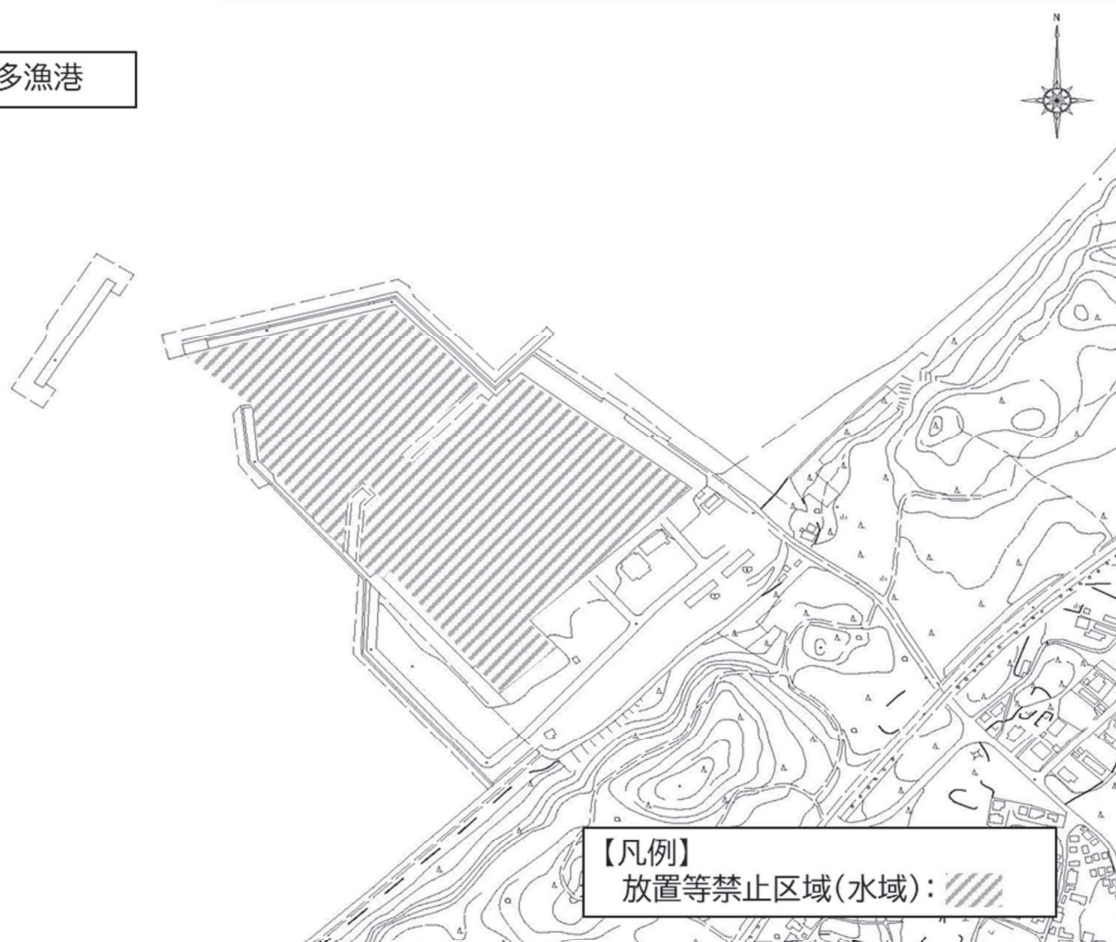
漁港名	放置等禁止区域	放置等禁止物件	
		陸域	水域
弘漁港 志賀島漁港 奈多漁港 浜崎今津漁港 唐泊漁港 西浦漁港 玄界漁港	漁港区域（別図に示す区域に限る。）		小型船舶（主に余暇活動に利用されるヨット若しくはモーターボート又は遊漁船等の船舶で漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船及び国若しくは地方公共団体の所有する船舶以外のものに限る。）
博多漁港		車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両に限る。）	

別図

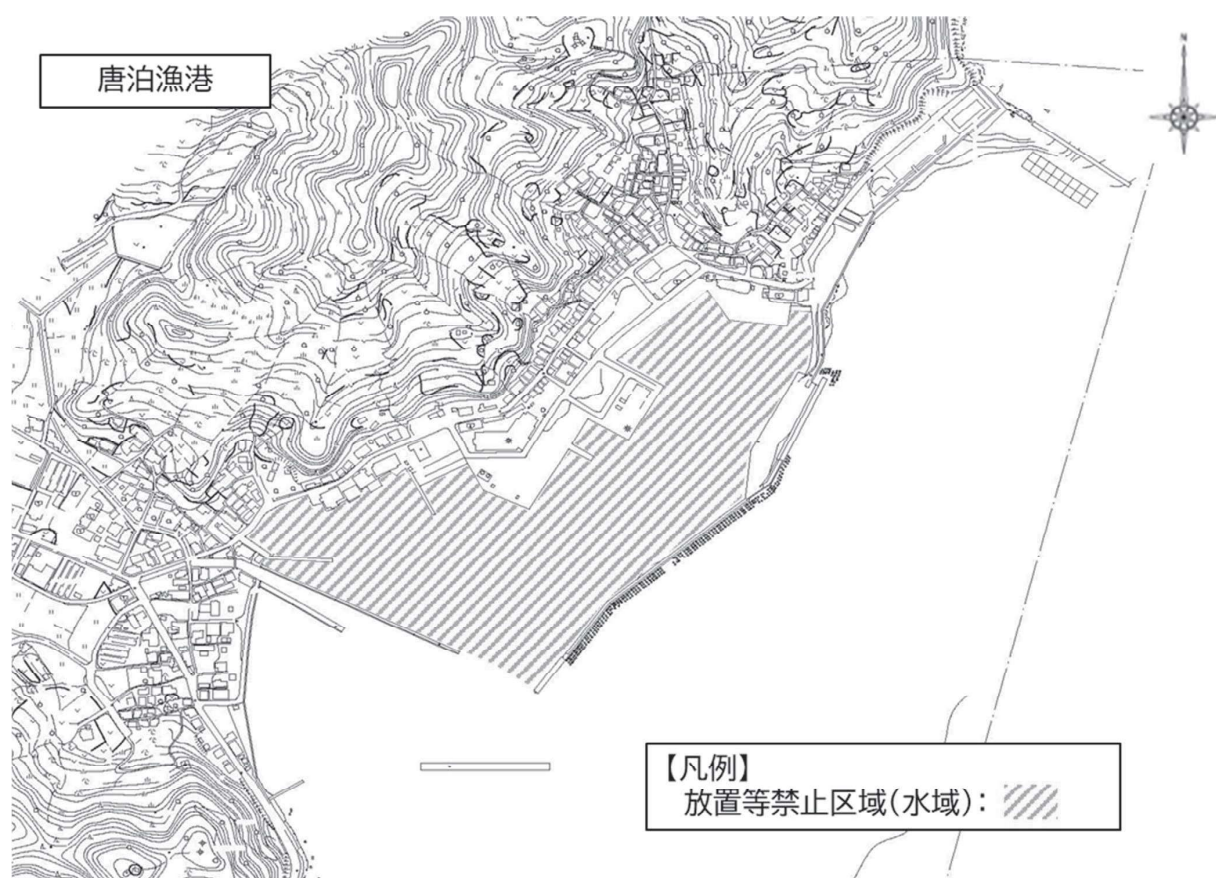




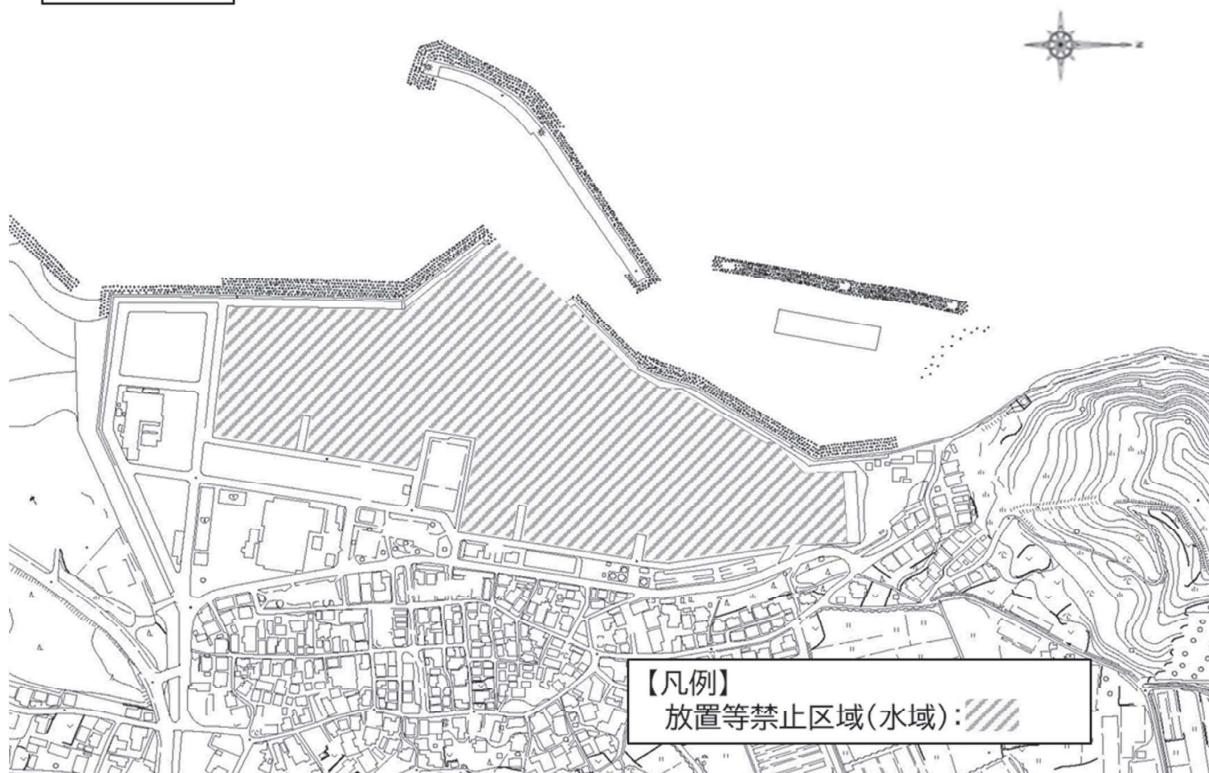
奈多漁港

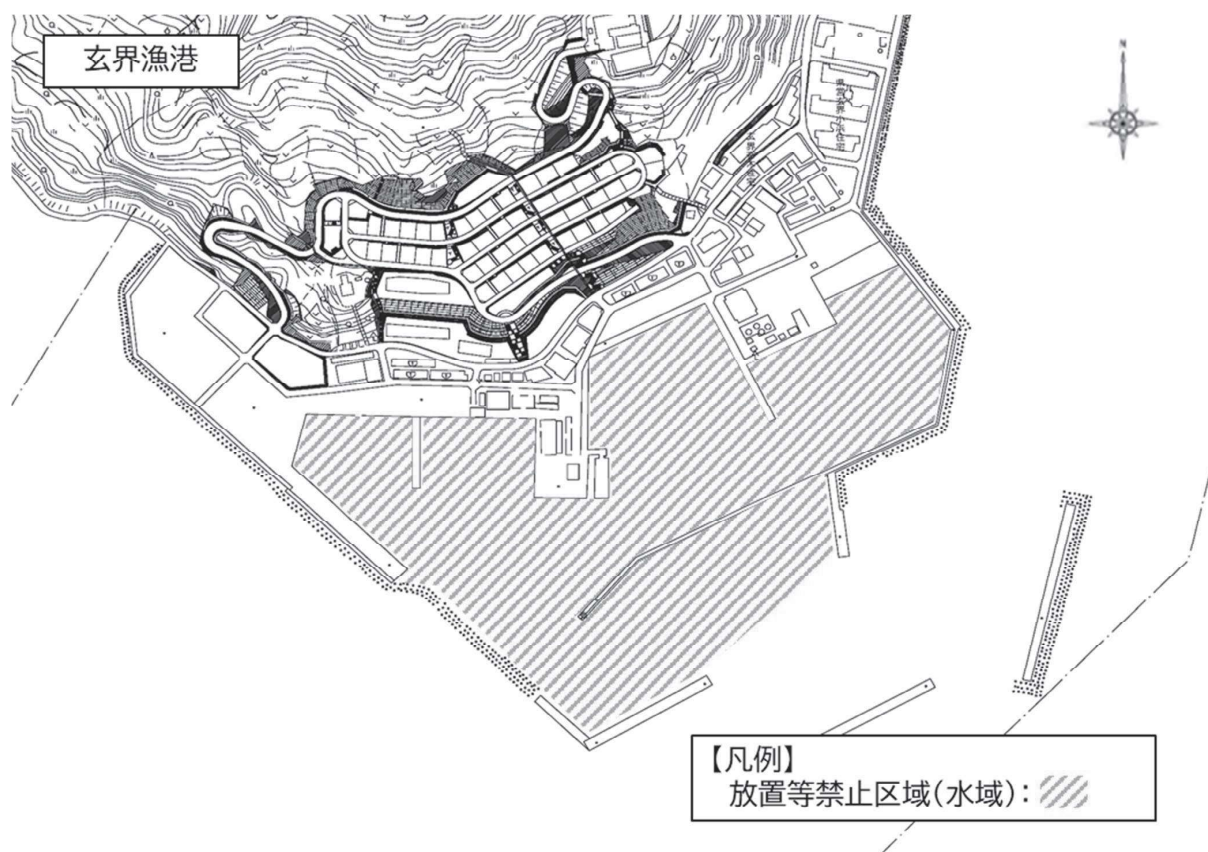


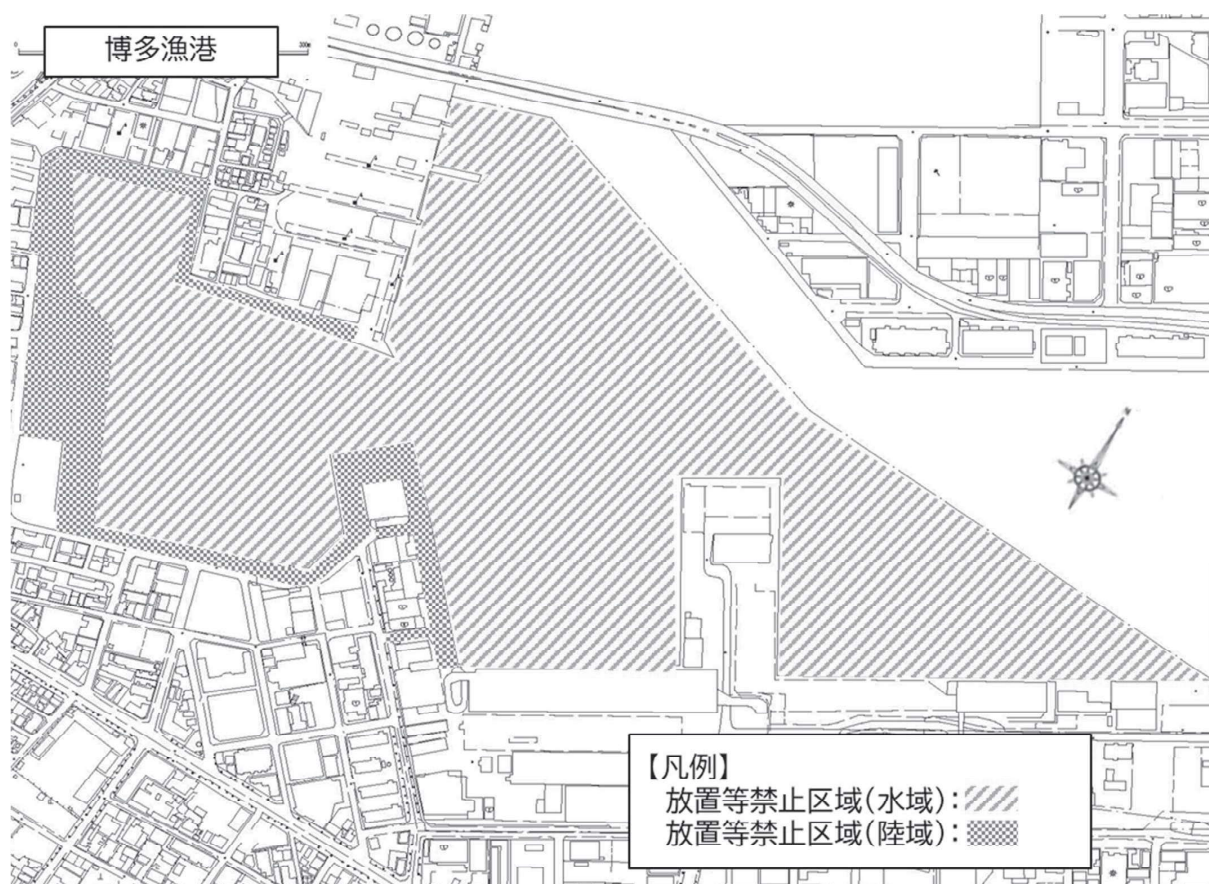




西浦漁港







福岡市告示第 8 号

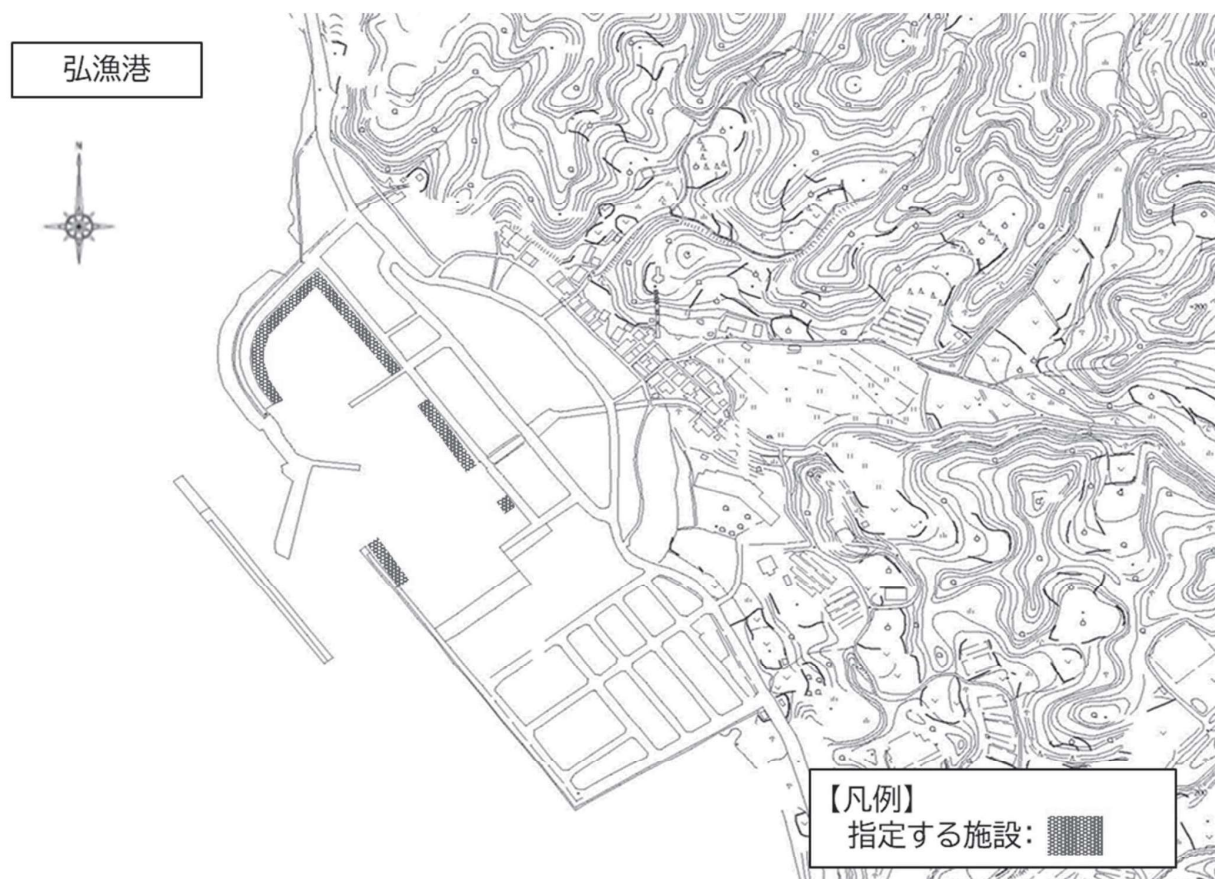
福岡市漁港管理条例の一部を改正する条例（令和 7 年福岡市条例第61号）による改正後の福岡市漁港管理条例第11条の 2 第 1 項第 1 号の規定の例により、市長の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

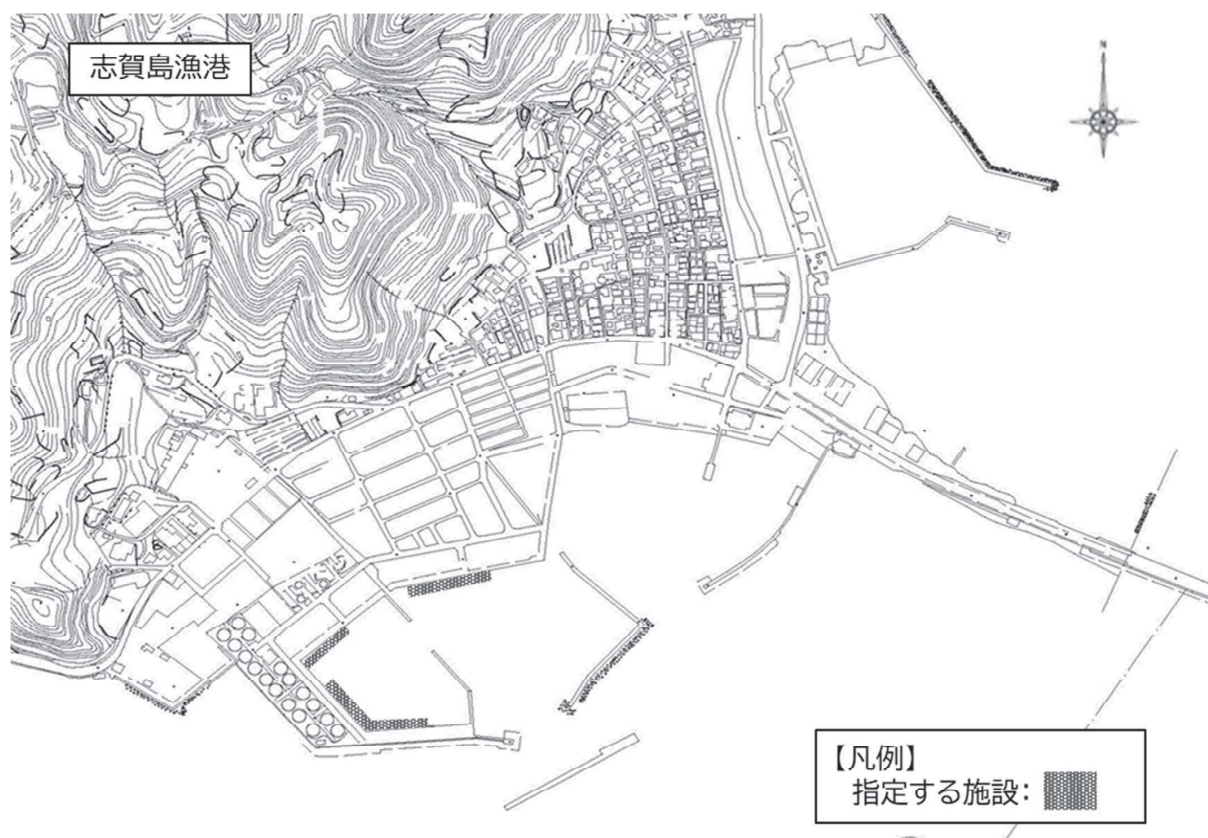
令和 8 年 1 月 22 日

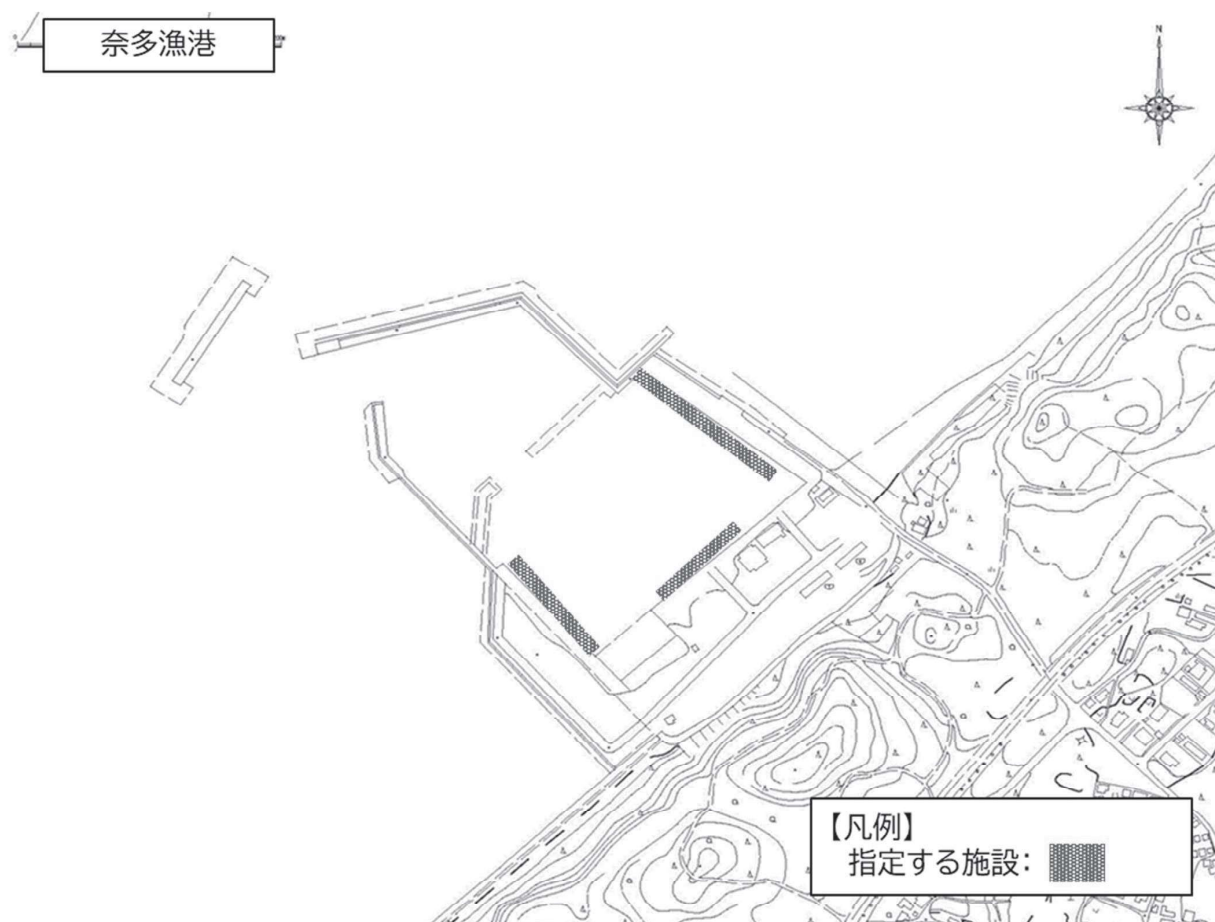
福岡市長 高 島 宗 一 郎

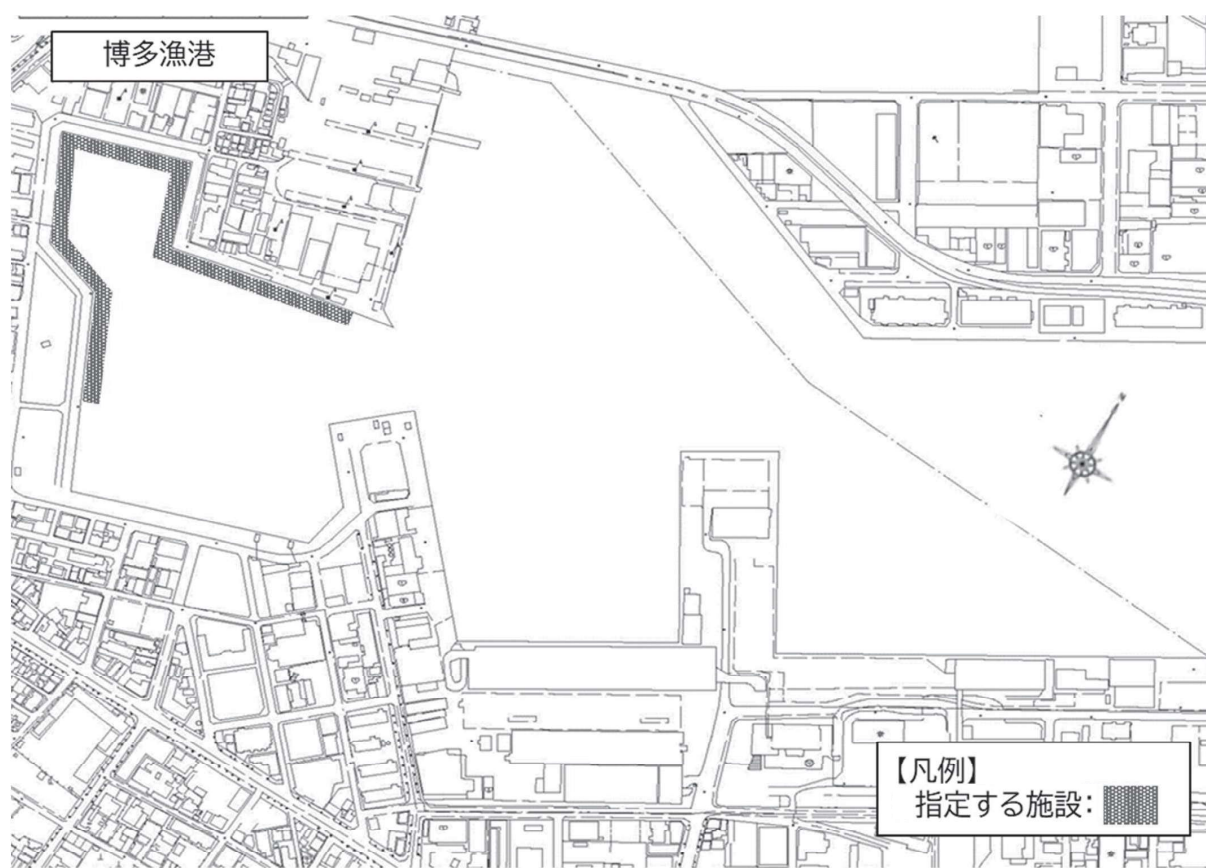
漁港名	指定する施設
弘漁港 志賀島漁港 奈多漁港 博多漁港 唐泊漁港 西浦漁港	泊地（別図に示す区域に限る。）
浜崎今津漁港	浮棧橋（別図に示す施設に限る。）

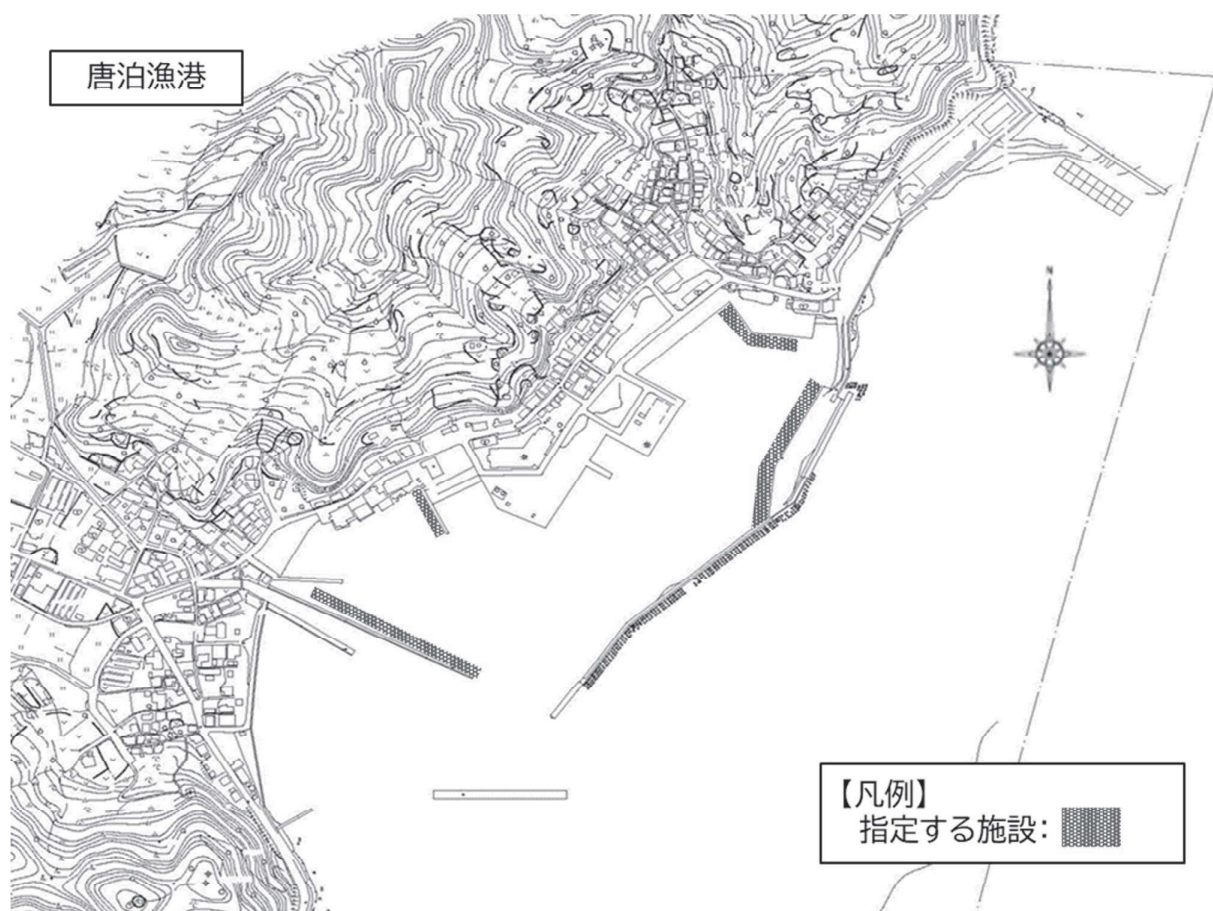
別図



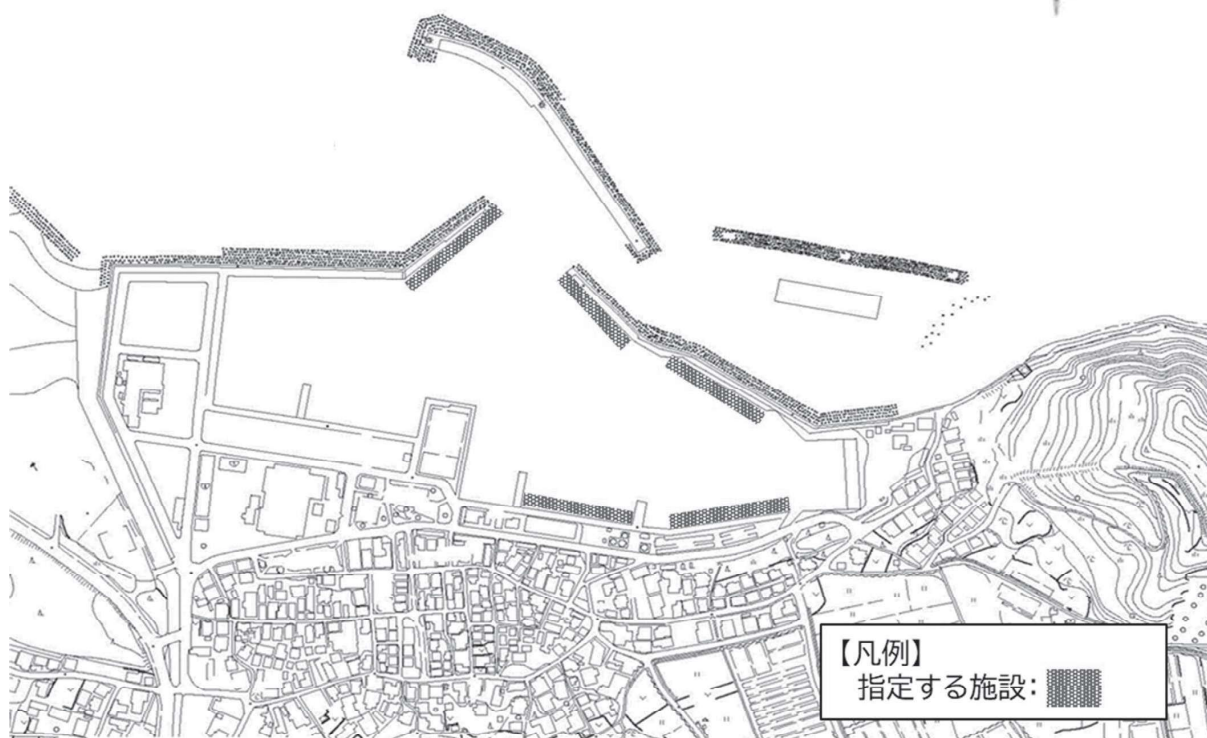


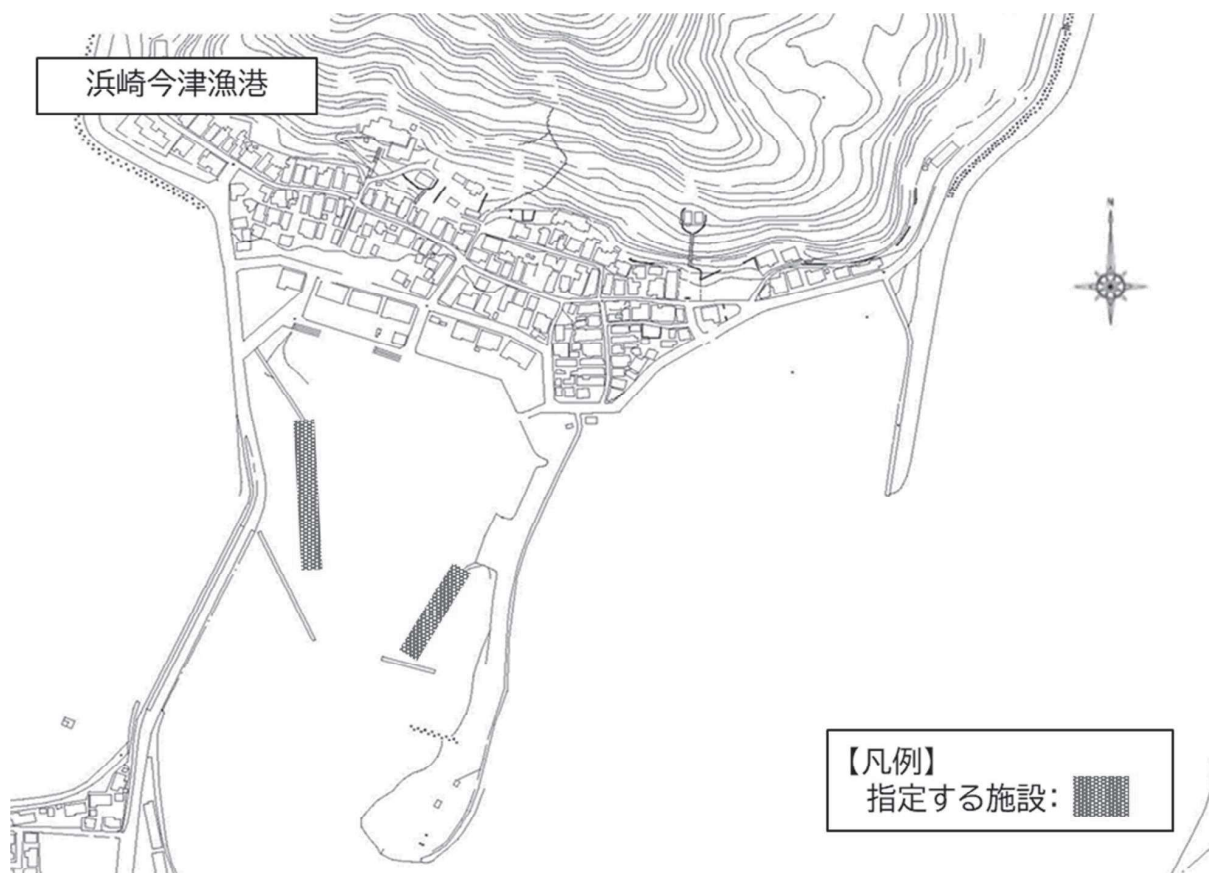






西浦漁港





公 告

福岡市公告第15号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和8年1月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一般土木B	都市計画道路国道3号線（半道橋）電線共同溝建設工事（その9）	
	箱崎浜（箱崎ふ頭五丁目2）外地区下水道築造工事	
	筥松（松島六丁目外）地区下水道築造工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和8年1月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第16号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年1月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市南区井尻二丁目121番1及び121番6から121番29まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号
住友林業株式会社

福岡市公告第17号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 1 月 22 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 工事が完了した工区の名称
第 1 工区
- 2 第 1 工区に含まれる地域の名称
福岡市南区弥永二丁目 8 番 1、8 番 2、8 番 7、8 番14及び 8 番18
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区弥永一丁目12番 6 号
藤 信弘

福岡市公告第18号

建築基準法第70条第 1 項の規定に基づき、建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第71条の規定により当該建築協定書をこの公告の日から20日間福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）において関係人の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 22 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
田島 1 丁目 3 区建築協定
- 2 建築協定区域
福岡市城南区田島一丁目118番ほか130筆
- 3 建築協定区域隣接地
福岡市城南区田島一丁目117番ほか80筆

交 通 局

福岡市交通局公告第 2 号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市交通局契約事務規程第 5 条の規定により次のように公告する。

令和 8 年 1 月 22 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

1 入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一	令和 8 年度七隈線電路設備保守業務委託	

2 入札日時

令和 8 年 3 月 10 日 午前 10 時（郵送による場合は、同月 9 日 午後 4 時まで に 必 着 と す る。）

3 詳細は、入札説明書による。

4 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 場所

ア インターネット

福岡市交通局ホームページ

URL <https://subway.city.fukuoka.lg.jp/topics/>

イ 窓口

福岡市中央区大名二丁目 5 番 31 号

福岡市交通局総務部総務課

電話 092-732-4118

(2) 期間等

ア インターネット

この公告の日から令和 8 年 2 月 3 日 午後 4 時まで

イ 窓口

(ア) 期間

この公告の日から令和 8 年 2 月 3 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(イ) 時間

午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）